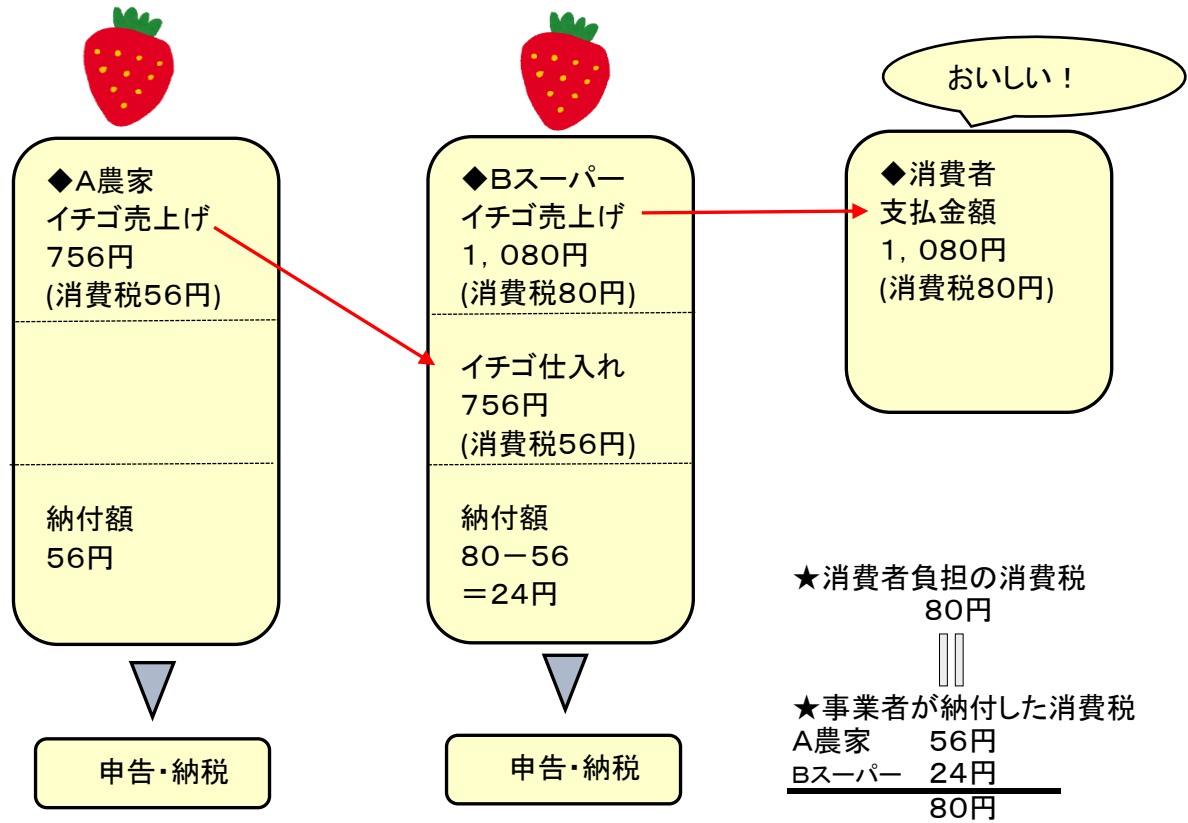


消費税仕入控除とは

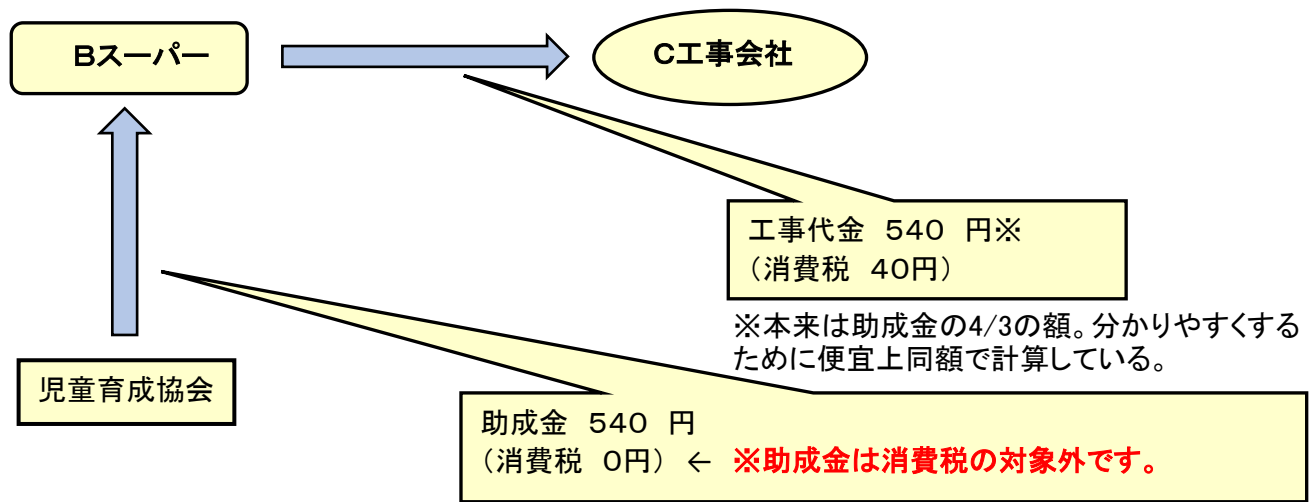
平成30年2月21日

- ① 消費税の仕組み
消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課税される税で、消費者が負担し事業者が納付します。



事業者の消費税の納税額は
売上げ(収入)にかかる消費税 - 仕入れ(費用)にかかる消費税 = 納税額

- ② 消費税の仕入控除税額の返還とは？
例) Bスーパーが企業主導型保育事業整備費を申請、助成金をもらったと仮定すると？



※消費税の課税対象: 国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡等

助成金なし

◆Bスーパー

①売上げ

イチゴ売上 1,080円(消費税80円)

=売上げにかかる消費税 80円

②仕入れ

イチゴ仕入 756円(消費税56円)

=仕入れにかかる消費税 56円

③納付税額

80円-56円 = 24円

助成金あり

◆Bスーパー

①売上げ

イチゴ売上 1,080円(消費税80円)

助成金 540円(消費税0円)

=売上げにかかる消費税 80円

②仕入れ

イチゴ仕入 756円(消費税56円)

工事代金 540円(消費税40円)

=仕入れにかかる消費税 96円

③納付税額

80円-96円 = ▲16円(消費税還付)

※売上げにかかる消費税から仕入れにかかる消費税を引いてマイナスになると、マイナス分還付を受けられます。

助成金により建築(資産増加)、
さらに消費税負担も還付！

助成金で購入した仕入(費用)の消費税は返還

事例のケースでは、本来の納付額24円+消費税還付額16円=40円が返還相当額